

是非!

# 「中小企業倒産防止共済制度」へ 加入することをお勧めします。

## 1) まず≪1カ月5,000円≫から始める

最高月額20万円迄、積み立て可能です。  
掛金は、掛金総額800万円に達する  
まで積み立てることができます。



## 2) 法人、個人事業どちらも加入できる

払い込んだ掛金は税法上、法人の場合は損金、個人の場合は必要経費に算入できます。また1年以内の前納掛金も払い込んだ期の損金または必要経費に算入できます。前納の期間が1年を超えるものは、各事業年度末(決算期)において、期間の経過に応じて、損金または必要経費の額に算入できます。

〈注意事項〉

個人事業の場合、事業所得以外の収入(不動産所得等)には、掛金の必要経費としての算入が認められませんのでご注意ください。

## 3) 解約手当金が受け取れる

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を12カ月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40カ月以上納めていれば、掛金全額が戻ります。(12カ月未満は掛け捨てとなります)。



税理士法人 大平経営会計事務所 440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1  
TEL: (0532) 53-5333(代) FAX: (0532) 53-5118  
(令和2年8月レターケース)

税理士法人 大平経営会計事務所 殿

**FAX : 0532-53-5118**

中小企業等倒産防止共済制度の加入手続き(加入手続きは無料)を希望します。

※ ご記入またはゴム印を押してください。

令和 年 月 日

(事務所処理欄)

貴社名				役職	加入希望者名	コーディネーター
TEL		FAX				
住所	〒					

● どんなことでもコーディネーターに質問してください。

《契約を希望される方》は、この用紙をコーディネーターに渡すか、FAXで送ってください。